

生徒心得

生徒心得は、日々の学校生活・校外生活の在り方を示したものであり、西舞鶴高校の生徒であるという自覚のもとに、規律ある生活を送るための指針である。

1 授業

- (1) 勉学は生徒の本務である。学習は常に積極的・研究的態度で行うように心がける。
- (2) 定められた座席につき、勝手に替わらない。替わる場合は担任の許可を得る。
- (3) 授業が始まっても先生が来られない時は、評議員が連絡に行く。もしその先生が不在の場合は、教務部（本館職員室）に申し出て指示を受ける。
- (4) 授業中は、マフラー・手袋・オーバーコート類の着用を禁止する。（必要な時は先生の許可を受ける）
- (5) 授業の前後は起立をし、あいさつをする。
- (6) 授業中、私語をしたり、他の生徒・他の教室の学習の妨げとならないよう言動に注意する。

2 考査

- (1) 考査は公明正大に受け、不正もしくは疑わしい行為が無いようにする。このような行為があった場合は、当該科目が 0 点となる。また、携帯電話等の通信機器の持ち込みも、不正もしくは疑わしい行為と見なす。
- (2) 不必要な持ち物は、考査開始前に指定された場所に整頓しておき、机の中に何も残さないようにする。
- (3) 座席は担任の指示により教壇に向かって左側から名列順に位置する。
- (4) 考査中私語をせず、物品の貸し借りをしない。必要なときは挙手をし、監督の指示を受ける。
- (5) 考査中、次の物は机の上に出しても良い。
鉛筆（シャープペンシル）、消しゴム、鉛筆削り、腕時計（計算機能・通信機能・端末機能のあるものは不可）、その他教科により指示されたもの。筆箱・芯ケースは不可。また、膝の上に膝掛け等を掛けてはならない。
- (6) 考査終了のチャイムがなるまでは答案を提出することができない。
- (7) 15 分以上遅刻した場合は考査は受けられない。
- (8) 考査を欠席する場合は、事前に HR 担任に電話連絡し、登校後直ちに教科担任へ「追考査願」を提出して事後の指導を受ける。無断欠席の場合、追考査は原則として受けられない。
- (9) 考査開始 1 週間前から考査終了時まで、各職員室及び印刷室への立ち入りを禁止する。質問などの用事のある場合は、先生を呼んで廊下で用件を済ませる。

3 校内美化管理

- (1) 学習上好ましい環境を保つために、常に美化、整頓につとめる。
- (2) 各清掃当番は積極的にその任務を果たす。
- (3) 各部の部室の清掃は、その部活動部員が自主的に行う。また、下校の際は必ず施錠し、自主管理に努める。
- (4) 清掃用具は、破損紛失がないように保管する。もし破損紛失したときは HR 担任に届け出る。
- (5) 下校時の戸締まり、施錠、消灯を忘れないようにする。
- (6) 自転車は、所定の場所に整頓して置き、必ず施錠しておく。
- (7) 火災報知機・消火器・非常ハシゴ・ホース等には、非常時以外触れないようにする。
- (8) 校舎、校具等の公共物を大切にし、使用後は後始末をする。破損・汚損した場合は、HR 担任に届け出る。故意と認められた場合はその責任をとる。

4 礼儀

- (1) 相互に人格を尊重し、節度ある態度で接する。
- (2) 先生や目上の人に対しては、言葉遣いや態度に注意し、挨拶・会釈をするなどの気配りを忘れないようにする。
- (3) 職員室・事務室等への入退室時は挨拶をし、正しい言葉遣いで用件をはっきりと言う。
- (4) 男女の交際は、高校生らしく、お互いの人格を高め合えるようなものとし、他から誤解を受けたり、性非行・性犯罪につながることをしないようにする。

5 所持品の取扱い

- (1) 所持品には必ず学年・組・氏名を明記し、自転車は通学許可のステッカーをはり付ける。
- (2) 必要品のみ持参し、不要の物は持ち込まない。やむを得ず大金や貴重品を持参した時は、担任や授業担当教員に預ける。
- (3) 学校での納付金は登校後ただちに納付する。
- (4) 生徒同士での金銭の貸借はしないようにする。
- (5) 教科書、運動服等は、毎日持ち帰り、私物を教室に残さないようにする。
- (6) 校内で金銭・物品を遺失したり、拾得したりした時は、ただちに HR 担任を経て生徒指導部に届け出る。

6 届出及び許可

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退、公欠、忌引等は届出用紙に必要事項を記入し、事前に HR 担任並びに関係の先生に届け出る。なお、緊急の場合は、HR 担任に連絡をとり、その後上記の届け出をする。
- (2) 原動機付自転車等の運転免許を取得することは原則として禁止である。ただし、2・3 年生で、通学の項に定める条件を満たす時は、理由を明記し、保護者承認のうえ、HR 担任を経て生徒指導部に届け出て許可を受ける。また、3 年生の 11 月以降で、進路が決定した者で自動車の免許取得を希望する者も同様の手続きをする。
- (3) 本人が感染症にかかり出席停止となった場合は、速やかに HR 担任に届け出る。
- (4) 姓名、住所、保護者等の変更・異動があった場合は、ただちに HR 担任を経て所定の様式より校長に届け出る。

7 掲示、放送、出版、印刷物、集金

- (1) 伝達は、掲示又は放送によることが多いので、よく注意しておく。
- (2) 生徒が校内に掲示をする場合は、あらかじめ生徒指導部の承認を得ることとし、掲示期間を定めた生徒指導部の検印を受け、期間終了と同時に確実に後始末をする。
- (3) 校内の掲示物を勝手に改変、破棄しないようにする。
- (4) 生徒が印刷物を配布する時は、事前に校長（生徒指導部）の許可を得る。
- (5) 出版は、関係の先生の指導のもと、公正で、建設的・学究的な内容のものになるようにする。
- (6) 生徒が集金する場合は、事前にその責任者が、金額、目的、用途等を HR 担任に届け出て許可を受け、紛失等がないよう HR 担任に預けるなど保管には十分注意をする。

8 通学

- (1) 通学は特別の場合を除き、所定の通学路を通るものとし、交通法規を守る。
- (2) 自転車、又は原動機付自転車による通学を希望する者は、必ず所定の手続きをして許可を受ける。その際の許可条件は次の通りとする。
 - ア 自転車 雨ガッパを所有し、「自転車通学許可願」を提出したもの。
 - イ 原動機付自転車
 - (ア) 2・3 年生で、学校又は最寄の駅（停留所）から 6km 以遠に居住し、かつ交通機関が不便な者であること。
 - (イ) 条件を満たしていると認められた者は、運転免許取得の手続きをして免許を取得すること。
 - (ウ) 原動機付自転車通学許可の手続きをすること。
 - (エ) 使用する原動機付自転車の排気量は 50cc 以下であること。
 - (オ) 所定の誓約書を提出すること。
- (3) 列車、バス通学生は乗り降りの際、危険な行為をしない。また、車内ではマナーの向上に努める。
- (4) 午前 8 時 35 分までに登校し、午後 5 時までで下校する。ただし、部活動は午後 6 時 30 分までとし、終了後は速やかに下校することとする（試合前等は、顧問付添のもとに延長を認めることもある）。
- (5) 登校後放課後までは校外に出ない。必要な時は、HR 担任に届け出て、外出許可証の発行を受ける。

9 服装

制服を着用し、常に清潔で、端正な着こなしをするように心がける。

- (1) 制服は、別に定める服装規定による。
- (2) 防寒用コート・ジャンパー類は、登下校の際は着用してもよいが、校舎内では着用しない。
- (3) 冬季服装においては、男子は左襟に、女子は左胸に校章バッジをつける。
- (4) 冬季服装時の登下校時、式典等全体が集まる場においては制服上着を着用すること。
- (5) 靴は次の通りとする。
 - ア 通学靴 運動靴、革靴及び長靴。
 - イ 校内履 学校指定のズック靴（学年色別）

- (6) 頭髪加工（パーマ・染色・脱色等）をしない。
- (7) ピアス、ネックレス等の装飾品やマニキュア、マスカラ、アイライン、口紅等の化粧をしない。
- (8) 特別の事情のある場合は、理由・期間を担当に申し出て生徒指導部の許可を受ける。

10 校外生活及び休暇中の心得

- (1) 校外においても、本校生徒としての自覚を持ち、責任ある態度で行動する。
- (2) 喫茶店・スナック・パチンコ店その他高校生立入禁止の店等に入入りしない。
- (3) 午後9時以降の外出や深夜はいかない。また、友人の家で遅くまで遊んだり無断外泊をしない。
- (4) 交通法規を守り、事故にあわないようにする。特にバイクの無免許運転、無断免許取得、自転車の2人乗り、傘さし運転等のないようにする。
- (5) 学校内外で集会を開く時は、事前に関係の先生に届け出て許可を受ける。
- (6) 旅行、登山、海水浴、キャンプ等をグループで計画する時は、HR担任や関係の先生の適切な指導のもとに行う。
- (7) 万一事故が発生した時は、ただちに学校に連絡する。

11 アルバイト

- (1) 学期中のアルバイトは、特別の事由のある場合以外認められない。
- (2) 休業中にアルバイトをする場合は、理由を明確にし、保護者の同意を得て担任に届け出て、生徒指導部の許可を受ける。
- (3) 許可条件
 - ア 学習成績が特に悪くないこと
 - イ 生活態度が安定していること
- (4) 禁止事項・業種
 - ア 海水浴場の民宿・浜茶屋
 - イ 泊り込みの一切の勤務
 - ウ 危険な仕事に従事すること
 - エ 午後7時以降の勤務
 - オ 喫茶店、スナック、居酒屋、パチンコ店等の遊技場等
 - カ その他高校生として好ましくない業種

12 保健衛生

健康的な生活を送るために次のことを心がける。

- (1) 一人一人が落ち着いて、安心して生活できるような集団づくりを目指す。
(悩みの相談、いじめの解消等)
- (2) 規則正しい生活をし、夜ふかしを避け、十分な睡眠と休養、栄養をとる。
- (3) 定期的に窓の開閉をして、換気に努める。
- (4) 食事は所定の場所（教室、食堂、校庭等校内）で、定められた時刻にとり、暴飲暴食を避ける。
- (5) 授業中や部活動時、休み時間等での傷害の防止に努め、危険な行動をとらない。
- (6) 風邪等の感染性疾患流行時は、特に公衆衛生に留意し、予防に努める。
- (7) 飲酒・喫煙・シンナー吸引・薬物等は絶対にしない。

13 来訪者等への対応

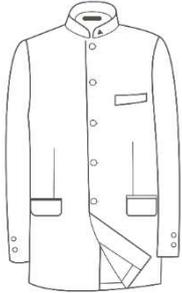
来訪者を見かけたら明るく挨拶をする。

14 不審者等への対応

挙動が不審な人を見かけたら、すぐに避難するとともに、近くの教職員に知らせる。

服装規定

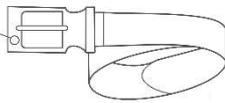
Aタイプ 【冬服】



- 上着
 - 生地 ニッケウール混カシドス
 - 色 黒
 - カラー ソフトカラー
 - バッジホール
 - 袖口 普通アキミセ
 - ボタン シルバー校章入（胸・袖口）
 - 裏地 半裏
 - 衿中下にマーク貼付

KNMK

校章



- ベルト
 - 色 黒
 - バックル 校章入



- ズボン
 - 形 スポーツタイプ
ワンタックストレート
後ポケットにマーク付
 - スツ シング黒
 - 巾 24cm～25cm

KNMK

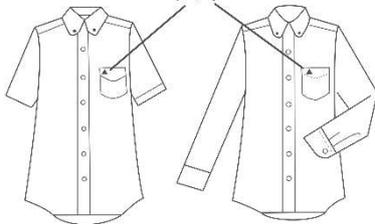
- 靴下
スポーツタイプ

【夏服】



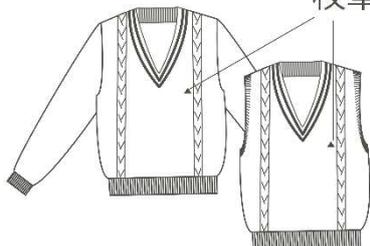
- スクールカッターシャツ
 - 形 ボタンダウン
 - 生地 T/C オックスフォード
 - 色 白
 - 胸ポケットに西高マーク入（刺しゅう色 チャコールグレー）
 - ※シャツの裾はズボンに入れる

校章



- 半袖オープンシャツ
 - 形 オープンシャツ
 - 生地 P/C 透け防止加工
 - 色 白
 - 胸ポケットに西高マーク入（刺しゅう色 チャコールグレー）
 - ※シャツの裾はズボンの外に出しても良い

校章



- スクールセーター・ベスト
 - 生地 アクリル 70%・ウール 30%
(10ゲージ、縄入)
 - 色 オフホワイト（エンジ2本ライン）
グレー（紺2本ライン）
 - 胸に西高マーク入
 - 刺しゅう色 オフホワイト：エンジ
グレー：紺
- ※原則として制服上着の下に着用する

